

上下水道料金に係る消費税等の引き上げについて ～令和元年11月分から変わります！～

○消費税率引上げに伴う上下水道料金への転嫁について

消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るための必要な措置として**令和元年10月1日**より水道料金及び下水道使用料ともに適用する消費税率が10%となります。使用者の皆様には、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○経過措置と消費税率8%から10%の適用時期について

令和元年10月1日以降の水道料金及び下水道使用料の消費税率が10%に改定されますが、令和元年9月30日以前から継続して上下水道を使用している場合は、経過措置として令和元年10月1日以降の1回目の検針分に限り、従前の消費税率8%が適用されます。(下図参照)

◎消費税率引上げの施行日前より継続使用をしている場合(例)

令和元年 9月	10月	11月
検針 9/15	検針 10/15	検針 11/15
●	●	●

10月分料金は消費税率8%
(施行日前より継続使用)

11月分料金より
消費税率10%

料金例：家事用で10^m使用した場合

◎上水道料金

・5^mまで【基本料金】 525円

・6^m～10^m【超過分】

$$110円 \times 5m^3 = 550円$$

小計：1,075円 (消費税額分含まず)

$$税額8\%時：1,075円 \times 1.08 = 1,161円$$

$$税額10\%時：1,075円 \times 1.10 = 1,182円$$

◎下水道使用料

・5^mまで【基本料金】 225円

・6^m～10^m【超過分】

$$45円 \times 5m^3 = 225円$$

小計：450円 (消費税額分含まず)

$$税額8\%時：450円 \times 1.08 = 486円$$

$$税額10\%時：450円 \times 1.10 = 495円$$

※上下水道料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税相当分の100分の110を乗じて得た額で、1円未満の端数が生じたときは切り捨てになります。



お問い合わせ先：北谷町 上下水道課 業務サービス係 電話番号：936-3923 (代)